

## タイムラインによる避難所設置・運営のポイント（概要）

災害対策基本法第86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して下記の取組を実施するとともに、被災者に対する生活環境の改善対策を講じる必要がある。

	警戒期（豪雨など）	豪雨災害・地震等の発生初期（1～2日程度）	応急期（3～7日程度）	応急期（1週～1月程度）
1 避難所運営 サイクルの確立	① 早期の避難所設置	② 避難所となる施設の被害状況の確認 ③ 避難所の設置・数の確保 ④ 避難所数・避難者数の把握	⑤ 運営会議の開催、ルールの決定 ⑥ 必要物資・資機材の手配 ⑦ 避難者ニーズの把握と対応	→
2 トイレの 確保・管理		① 既設トイレの使用可能数の確認 ② 備蓄物資の提供 ③ 仮設トイレ・トイレトレーラー等の手配 ④ トイレの使用ルールの決定	⑤ マンホールトイレの設置 ⑥ 汲み取り等の計画決定 ⑦ 配慮が必要な人等のトイレを確保	
3 食料・物資管理		① 必要食数の把握 ② 備蓄物資の提供 ③ 食料の手配	④ 食料の数量管理、 衛生的な保管状態の確保	⑤ 栄養面に配慮した適温食の確保
4 寝床の改善		① 避難所レイアウトの周知 ② 備蓄物資の配置 ③ 物資の手配		④ 清掃による維持管理
5 入浴・洗濯 機会の確保		① 下着類や衣類の提供 ② 生活用水の確保	③ 入浴場の確保 ④ 洗濯場の確保	
6 避難者の健康管理		① 感染症対策への対応 ② 暑さ・寒さ対策への対応 ③ 救護班・保健師等の巡回	④ 健康相談窓口の設置	
7 配慮が必要な方 への対応		① 配慮が必要な人の把握 ② 備蓄物資の提供 ③ 専用スペースの確保 ④ 福祉専門職等による巡回		
8 2次避難		① ホテル・旅館等の活用を検討	② 受け入れ可能施設の確認・調整 ③ ホテル・旅館等への避難を実施	④ 生活再建支援情報の提供